

議案第 11 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に關す  
る協議について

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、  
千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町  
村総合事務組合同約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係  
地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を  
求める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

## 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。

## 提案理由

香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合の組織団体数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

参考資料

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 千葉県市町村総合事務組合規約 (昭和30年千葉県告示第496号)

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条関係) (千葉県から三芳水道企業団まで略) <u>長門川水道企業団</u> <u>国保国吉病院組合</u> (君津中央病院企業団から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)		別表第1(第2条関係) (千葉県から三芳水道企業団まで略) <u>長門川水道企業団</u> <u>香取市東庄町病院組合</u> <u>国保国吉病院組合</u> (君津中央病院企業団から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)	
別表第2(第3条第1項関係)		別表第2(第3条第1項関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	(銚子市から三芳水道企業団まで略) <u>長門川水道企業団</u> <u>国保国吉病院組合</u> (君津中央病院企業団から南房総広域水道企業団まで略)	第3条第1項第1号に掲げる事務	(銚子市から三芳水道企業団まで略) <u>長門川水道企業団</u> <u>香取市東庄町病院組合</u> <u>国保国吉病院組合</u> (君津中央病院企業団から南房総広域水道企業団まで略)
	(略)		(略)
第3条第1項第3号に掲げる事務	(銚子市から三芳水道企業団まで略) <u>長門川水道企業団</u> <u>国保国吉病院組合</u> (君津中央病院企業団から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)	第3条第1項第3号に掲げる事務	(銚子市から三芳水道企業団まで略) <u>長門川水道企業団</u> <u>香取市東庄町病院組合</u> <u>国保国吉病院組合</u> (君津中央病院企業団から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)
	(略)		(略)
第3条第1項第11号に掲げる事務	(銚子市から御宿町まで略) <u>鋸南町</u> <u>国保国吉病院組合</u> (東葛中部地区総合開発事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)	第3条第1項第11号に掲げる事務	(銚子市から御宿町まで略) <u>鋸南町</u> <u>香取市東庄町病院組合</u> <u>国保国吉病院組合</u> (東葛中部地区総合開発事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)
	(略)		(略)